

釜石市農業経営安定支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 農業者又は農業者団体に対して、肥料費、燃料費、電気使用料及び出荷資材費を支援することにより、農産物価高騰の影響を緩和し、農業者の生産意欲の向上と経営の安定化を図るため、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 市内に住所を有する農家又は市内に主たる事業所を有する法人であり、かつ、令和6年度において農産物の生産・販売実績があり、令和7年度も継続して農産物の生産・販売を行う者をいう。

(2) 農業者団体 3戸以上の農業者で構成された農産物の生産・販売を行う団体をいう。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

交付対象経費	補助金額
令和6年6月1日から令和7年5月31日までの期間に要した肥料費、燃料費(A 重油、軽油又は灯油)、電気使用料及び出荷資材費(段ボール、出荷袋、トレイ、プラスチックパック、フルーツキャップその他消耗品に相当する資材)	交付対象経費の10分の1以内の額(100円未満の端数は切り捨てる。)とし、農業者1戸当たり30万円を上限とする。

(交付申請期限)

第4条 補助金交付申請の期限は、令和7年8月31日とする。

(届出事項)

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第6条 補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、令和8年2月28日とする。

2 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、交付対象経費の購入日及び購入価格が分かる書類(領収書等の写し)とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年1月21日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。